

天王寺方楽家の禁裏における右舞について

出口実紀

1. 林家による奏楽記録

今日、一般に雅楽と称されるものは、唐および朝鮮半島から伝来した音楽を土台とし、日本において改編したものや新たに作られた「唐楽・高麗楽」を指す。「唐楽・高麗楽」はしばしば対概念として挙げられるものの、伝承されている曲数は大きく異なる。現在、宮内庁で伝承されている唐楽は管絃、舞楽合わせて約110曲あるのに対し、高麗楽は舞楽のみの25曲である。管絃は、天皇や貴族たちの遊び（「御遊」）から発達したもので、平安時代盛んに行われた。一方、舞楽は、楽人たちによって執り行われる専門性の高いものである。唐楽を伴奏にもつ舞楽を「左方」または「左舞」、高麗楽を伴奏にもつ舞楽を「右方」または「右舞」と呼ぶ。舞楽を執り行う場合には、この左方・右方の舞を対にして演奏する。これを「番舞」という。

代々、雅楽を専門として従事する楽人たちは、京都、奈良、大坂の三方にそれぞれ本拠地を置き、伝承を担ってきた。楽人の家筋は「楽家」と呼ばれ、各楽家は「楽所」と呼ばれる組織を形成する。京都、奈良、大坂の三地域を合わせて、「三方楽所」という。

三方楽所のなかで、大坂・四天王寺を本拠地とする天王寺楽所には、江戸時代、雅楽の演奏に従事する、東儀、林、岡、藪の四楽家により構成されていた⁽¹⁾。この楽家の一つである林家は、当時の四天王寺、禁裏における演奏に関して、2種の奏楽記録を残している。この2種の記録は、江戸時代中、林家の複数の人物によって代々記録された結果、ともに150年以上という長期の記録を残すこととなった。それぞれの記録年代は重なっており、『舞楽之記』は四天王寺における

奏楽記録であり、『禁裏東武』が禁裏や京都の寺社、江戸幕府関係の奏楽記録であるため、同時代における天王寺方楽家の活動の全体を把握できると考える。

それは、『四天王寺舞楽之記』⁽²⁾（以下、『舞楽之記』と略す）と、『禁裏東武並寺社舞楽之記』（以下、『禁裏東武』と略す）である。そのため、これらの奏楽記録の内容を読み解くことによって、江戸時代の天王寺楽所とそこに所属する楽人たちが、どのような曲を伝承し、どのように実践していたのかを明らかにしようとするものである。

また天王寺楽所は、三方楽所のなかで主に高麗楽の伝承を担う立場であったと言われている。そこで、本稿では『禁裏東武』を用いて、禁裏での天王寺方楽家と伝承曲との関係を、右舞の場合から解明を試みる。

2. 四天王寺における伝承楽家と曲との関係

江戸時代の四天王寺では、正月行事、聖霊会、涅槃会など年間14の年中行事、法会が行われていた⁽³⁾。そして、そのすべての行事には、左舞、右舞の舞楽が伴っている。四天王寺は、天王寺方の本拠地であり、行事や法会に出仕するのは天王寺方楽人だけである。そのため、三方楽所のなかでは、高麗楽つまり右舞を伝承する立場にあった天王寺方ではあるが、四天王寺においては、唐楽（左舞）も高麗楽（右舞）もすべて天王寺方楽人たちで行わなければならない。そのため、どの舞楽を行うか、誰が舞人となるかなどについて天王寺方楽家同士での話し合いで決めていたと考えられる。年中行事のなかでも、毎年二月二十二日に行われていた聖霊会

に、京都に居住している天王寺方楽人も四天王寺に下阪して出仕していることが記録されている。

『舞楽之記』には、各行事、法会で行われた舞楽の曲目が挙げられている。その記録の中から曲名を整理し、江戸時代の天王寺方がどの舞楽を行っていたのかを明らかにした。右舞の場合でみると、記録の残っている177年間に四天王寺で行ったのは20曲であった⁽⁴⁾ [出口 2009: 10]。つまり、江戸時代の四天王寺において、天王寺方が伝承していた高麗楽は20曲である。しかも、各曲の演奏回数を調査すると、20曲のなかには、ほぼ固定されて演奏される頻度の高い曲と不定期に行われる曲、またはほとんど演奏されなかった頻度の低い曲があることも判明し、個々の曲についての演奏状況を詳細に読み解くことが可能となった。

では、右舞を伝承していた楽家について着目してみよう。右舞を伝承する立場にあった楽家は、東儀、林、藺の三楽家といわれている。『舞楽之記』に記された各曲目の下には、舞人の名前も記載されている。どの舞人が高麗楽(右舞)の伝承を担っていたのか。曲と舞人の関係を整理すれば、楽家としてのまとまりが浮かび上がってくるはずである。

四天王寺において行われる年間14の法会すべての全記録から、いつその当該曲が行われ、誰が舞ったのかをみると、一人舞の時は必ず林家の楽人、それも常に同じ分家の楽人が舞人として出仕する事例が多くみられた。他の曲(平舞)⁽⁵⁾についても、林家が中心となって舞うことが多く、次いで東儀家が舞人を務める曲が多い。このことから、主に右舞の主導権を握っていたのは林家であると考えられる [出口 2011: 50]。

右舞において、主に林家が舞人を務める背景には、伝承楽器が一つの要因として挙げられる。林家は右舞と笙を専門とする楽家であり、東儀家は右舞と左舞、箏、笛を伝承していた。高麗楽の演奏には笙を用いないことから、林家が管方を担当するのは左舞のときに限られる。しかし、箏の演奏を担う東儀家は、唐楽を伴奏にもつ左舞、高麗楽を伴奏にもつ右舞のどちらも楽人を務めることが可能となる。また、東儀家のなかには左舞を伝承する系統の家もあることか

ら、右舞以外にも舞人を務める機会が多いと考えられる。このことが、主に林家が右舞を担う一つの要因として考えられる。以上が、『舞楽之記』から読み解ける、四天王寺での右舞の伝承状況である。

一方、禁裏では、三方楽所の楽人が出仕するため、舞人に京都方、奈良方が加わることになる。そのため次章から、天王寺方が三方楽所のなかでどのような位置づけであるのかを、『禁裏東武』から見てみよう。

3. 『禁裏東武並寺社舞楽之記』

天王寺方楽家の一つである林家は、江戸時代の奏楽記録2種の他、楽書や楽譜、日記など全119冊におよぶ史料を残した。この119冊は、「四天王寺楽人林家楽書類」(以下、「林家楽書」と略す)と題し、現在、京都大学附属図書館に所蔵されている。江戸時代や天王寺楽所の研究者である南谷美保氏によると、この119冊は「日記・記録の部」(全77冊)と「楽書・楽譜の部」(全42冊)に大きく二分され、「日記・記録の部」はさらに細かく、「四天王寺関係の記録が三十七冊、禁裏関係の記録が二十五冊、江戸幕府関係の記録が十冊、住吉大社関係の記録が三冊、その他二冊」[南谷 1992: 2]に分類されている。

本稿で扱う『禁裏東武』は、「林家楽書」全119冊のなかの第18冊から第36冊の部分にあたり、「日記・記録の部」に含まれる。記録年代は、寛永二十年(1643)から万延二年(1861)までの219年間で、禁裏で行われていた正月行事、その他京都の寺社における行事、江戸幕府関係の行事の奏楽記録として、林家の楽人が代々記したものである。全19冊のなかでも、1冊目の表紙に書かれた巻名は「禁裏舞御覧並御安鎮之記」であり、2冊目、3冊目の巻名は「禁庭並処々舞楽之記」、4冊目では「禁裏並寺社舞楽之記」、5冊目では「禁裏並寺社舞楽之記第一」、6冊目以降、最終の19冊目までは「禁裏東武並寺社舞楽之記」と異なっている。表題に少しの差異はあるものの、内容的には同じものであるため、後々整理用

として箋が付けられた時には、以下のように統一タイトルを付したと考えられる。

各巻の表紙左には、「四天王寺楽人林家楽書類／禁裏東武並寺社舞樂之記第〇〇冊／第〇〇冊」と書かれた題箋が貼られ、図1の例でみると、「四天王寺楽人林家楽書類／禁裏東武並寺社舞樂之記第十一冊／第二十八冊」とあり、この史料が「林家楽書」に含まれること、『禁裏東武』の第11冊にあたること、「林家楽書」119冊のうちの第28冊にあたることがわかる。

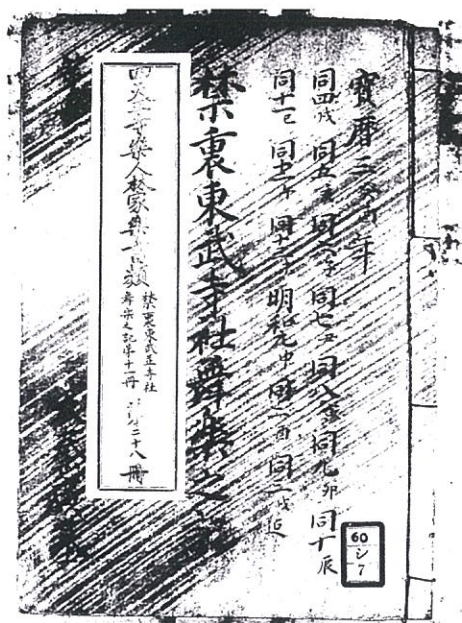


図1 『禁裏東武並寺社舞樂之記』第十一冊の表紙

全19冊の内容をみると、禁裏、京都の寺社、江戸幕府関係の行事における記録のほか、四天王寺での行事の記録も確認できる。この記録から、禁裏に出仕していた天王寺方楽人は、禁裏だけでなく、京都方や奈良方とともに江戸での行事、法会にも出仕していたことがわかる。

今回、『禁裏東武』のなかで着目した箇所は、禁裏で行われる三つの行事とその他京都の寺社、江戸幕府関係の奏楽記録である。三つの行事とは、正月の行事として行われる「元日の節会」と、「踏歌節会」、「舞御覧」である。「元日の節

会」は、正月元日に御所において天皇より臣下に賜る宴のことである。「踏歌節会」とは、元日の節会と同様に酒宴を賜るほか、御所内の紫宸殿の南庭にて、数十人の舞妓が足踏みをしながらかう正月行事の一つである。「舞御覧」は、御所内の庭上に舞台を設けて舞樂を行い、天皇が舞を御覧になる行事である。『禁裏東武』のなかの四天王寺で行われた記録については、『舞樂之記』と重複する内容であるため、本稿ではとりあげないこととする。

『禁裏東武』の記載内容は、『舞樂之記』と同じく、まず日付と行事名が書かれ、次に曲目、曲目の下に舞人の名前、その後、管方として出仕した楽人名がそれぞれ記載される(図2)。左舞と右舞を横一列に並べて記述する場合もあるが、宝暦四年(1754)正月十七日舞御覧」の部分のように番舞として上に左方を、下に右方を記し、上下に並べて記述している場合が多い。舞人や管方の名前をみると、禁裏や幕府に関する行事には、三方の楽人が出仕していることがわかる。

天王寺方が禁裏へ登用されるようになったきっかけは、応仁・文明の乱(1467～1477)により、京都方の楽人が地方に離散し、楽器や装束、楽譜などの貴重な史料が焼けるなど、京都での雅楽の伝承が危機的状況に陥った時代背景と関連している。戦乱によって楽人の数が減少し、禁裏での奏楽を京都方、奈良方だけでは行えなくなった結果、天王寺方楽家のいくつかの家が、禁裏への出仕を許されたのである。禁裏へ登用された楽人たちは、大坂を離れて居住地を京都へ移すこととなる。京都へ移住した天王寺方楽人たちは、組織は天王寺方でありながら、活動拠点は京都方と同じく禁裏を中心とした京都となる。

『禁裏東武』に記載される曲目に着目し、219年間の記録を精査した結果、禁裏で行われた高麗楽は21曲であった⁽⁶⁾[出口 2011: 42]。『舞樂之記』と同様に、この21曲のなかでも演奏頻度に違いがみられ、21曲すべてが同等に行われていたわけではなかった(表3)。

記録をみると、『納曾利』、『延喜楽』、『地久』の3曲はいずれも、正月十六日に行われる「踏歌節会」において上演される舞樂であり、記録が始まって数年は、『納曾利』とその番舞

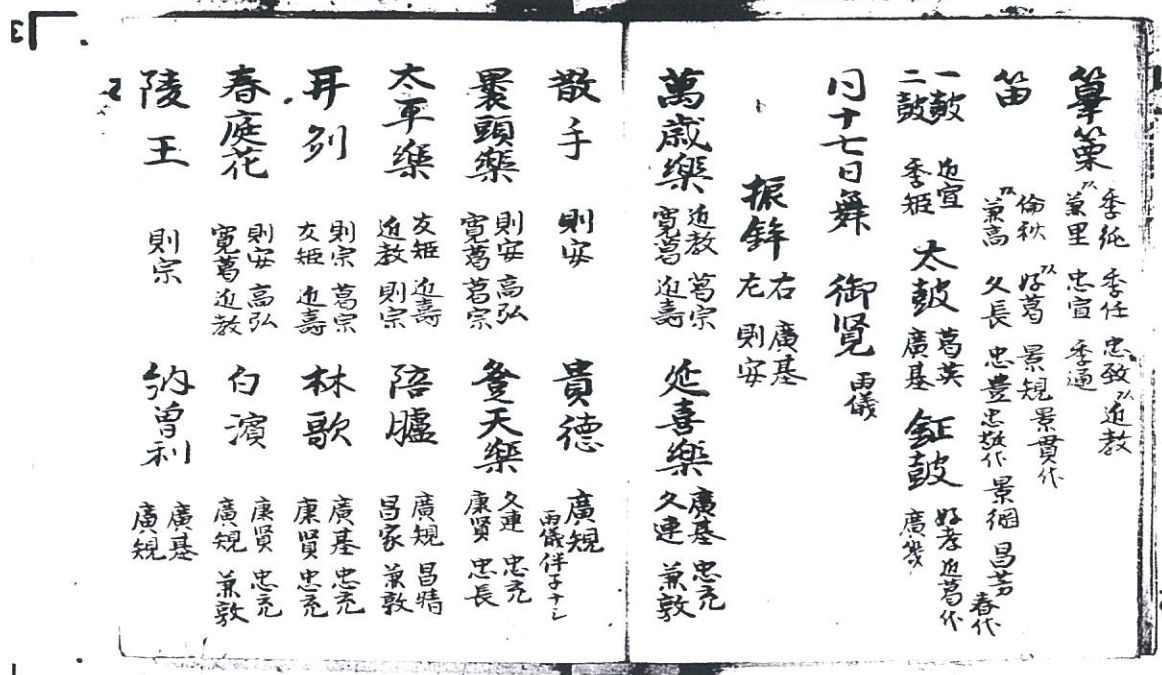


図2 『禁裏東武並寺社舞樂之記』第十一冊の宝暦四年(1754)正月十七日舞御覧の部分

である左舞《陵王》、次に多く行われている《延喜樂》と番舞である左舞《万歳樂》の二番4曲は必ず行われていた。それに加えて、《桃李花》・《登殿樂》、《賀殿》・《地久》のどちらかを加えた三番6曲を行うのが通例であったようだ。しかし、次第に《万歳樂》・《延喜樂》、《賀殿》・《地久》の二番が定着し、記録が終わる万延二年(1861)までその状態が続く。そのため、右方では禁裏において《納曾利》、《延喜樂》、《地久》の3曲の演奏頻度が高くなる。では、三方楽所のなかで、天王寺方がその右舞にどのように携わっていたのだろうか。

4. 禁裏における伝承楽家と曲との関係

『禁裏東武』に記載される曲目と舞人名を調査することによって、三方楽所のなかで、どの楽家がどの舞を伝承しているのかを明らかにすることができる。表1は、禁裏で行われ

ていた21曲それぞれにおいて、舞人を務めていた楽家を一覧にしたものである。表1をみると、右舞の舞人を務めた楽家は、天王寺方と京都方で構成されていたことがわかる。また京都方といっても、右舞に携わっているのは多家だけであり、右舞の伝承は東儀家、林家、菌家、岡家と京都方の多家のみが携わっていたといえる。

詳しくみると、天王寺方の東儀家、林家については、本家・分家ともに舞人を務めている。また菌家、岡家については、219年間のなかで舞っているのは数人だけという状況が読みとれる。表1《納曾利》の「菌(2)」とは、菌家のなかで219年間に納曾利を舞った者は2名しかいなかったことを表している。岡家、多家も同様で、《納曾利》に関しては菌家、岡家、多家は2名しか舞っていない。その他の曲についても、東儀家、林家、多家が右舞の舞人を務めることが多く、江戸時代の禁裏においては、天王寺方では東儀家、林家、京都方では多家が中心となって担っていることが明らかとなった。

東儀家と林家は、ともに四天王寺の法会においても右舞に携わっているが、四天王寺で主に右舞の主導権を握っていたのは林家である。もし、禁裏においても林家が主導権を握っていた場合、林家は三方楽所のなかで右舞の伝承楽家としての高い地位を確立していたといえる。そこで、表2の

ように、何年のどの行事に、誰が舞人を務めたかをみるために、各曲の舞人を本家・分家という家筋にまで注意を払い整理した。なぜならば、楽家といっても、同じ楽家のなかの本家・分家同士、または楽家同士、さらには楽所を越えて相互に養子縁組が行われるなど各楽家の系図、相伝の実態は複

曲目	天王寺方	京都方	備考
延喜楽	東儀、林、齒、岡	多	岡⇒文化四年頃から分家中心に加わる
納曾利	東儀、林、齒(2)、岡(2)	多(2)	齒・岡⇒分家、多⇒分家、寛永三年
地久	東儀、林、安倍姓東儀(3)、齒、岡	多、豊(1)	豊⇒分家、明和七年、多⇒本・分家
泊梓	東儀、林	多	
貴徳	東儀、林	多(2)	多⇒分家
登殿楽	東儀、林、齒、岡	多	齒⇒本家数人、岡⇒分家数人
長保楽	東儀、林、齒(3)、岡(2)	多	齒⇒本家、岡⇒分家
白濱	東儀、林、岡(1)	多	岡⇒分家、寛政十年
古鳥蘇	東儀、林	多	
仁和楽	東儀、安倍姓東儀(1)、林、岡(1)	多	安倍姓東儀⇒天保七年、岡⇒分家、寛政六年
林歌	東儀、林、齒(2)、岡(1)	多	齒⇒本・分家各一名、岡⇒分家、嘉永二年
敷手	東儀、林、岡(1)	多	岡⇒本家、安永十年
新鞆鞆	東儀、林、齒(2)	多	齒⇒本・分家一名ずつ
八仙	東儀、林、齒(1)、岡(1)	多	齒・岡⇒分家、享和元年
皇仁庭	東儀、林	多	
蘇利古	東儀、林	多	
綾切	東儀、林	多	
胡徳楽	東儀、林、齒(2)	多	齒⇒本家、正保二年と慶安三年
胡蝶	東儀、安倍姓東儀、林、齒、岡	多、安倍	童舞の為、子どものいる家が舞人を務める
新鳥蘇	東儀、林、岡(1)	多(2)	岡⇒分家、寛保三年、多⇒分家
退走禿	東儀、林	多(1)	多⇒分家、寛文六年

* ()内は、219年間で舞った人数

表1 「禁裏東武」にみる各曲の舞人を務めた楽家

雑だからである。たとえば、表2の多家のなかで舞人を務めた「忠音(1676～1738)」は多家の分家の楽人だが、出自を調べると林家本家から多家へ養子にいった人物であることがわかる。つまり、多家の人物であっても林家と深く結び付いているのである。

表2をみると、『禁裏東武』における《蘇利古》の初出は、正

保三年(1646)である。正保三年の時点では、東儀家の本家1名、林家の本家2名、分家1名の計4名が舞っている。その後、元禄四年(1691)に多家の分家1名が舞人に加わり、東儀家、林家、多家による舞人構成となる事が分かる。

このようにして、各曲が219年間に何回行われ、東儀家、林家が舞人として出仕していた回数を曲ごとに調査したと

舞人	東儀 本家	東儀 分家	林 本家	林 分家	多 分家	備考
演奏年						
正保三年(1646) 正月十七日	兼滋		廣兼、廣直	廣重		
正保四年(1647) 正月廿一日	兼滋		廣有、廣兼	廣重		
慶安二年(1649) 正月十七日	兼滋		廣兼、廣直			兼慶
慶安四年(1651) 正月十七日	舞人名なし					
承応三年(1654) 舞御覽		兼富	廣兼	廣厚(本家から養子)		兼信、兼口
元禄四年(1691) 正月十七日		兼佐、兼治	廣国	廣房	忠寿	
宝永二年(1705) 正月十七日	兼陳		廣国、廣経		忠寿、久音	
正徳六年(1716) 正月十八日		兼佐	廣貴	廣雄	忠音(林本家より養子)	
享保六年(1721) 正月十八日	兼雄	兼村		廣雄	忠音	
享保九年(1724) 十一月廿三日		兼佐、兼代(改康賢)			忠音、久連	
享保十一年(1726) 正月十八日	兼陳	兼村		廣厚	久連	
享保十三年(1728) 正月十八日	兼雄	兼佐	廣経	廣雄		
享保十五年(1730) 正月十八日	兼脩	兼村	廣経		久連	
元文二年(1737) 正月十八日		康賢	廣規		久連、忠充	
寛保三年(1743) 二月四日		兼村、康賢	廣経	廣章(本家から養子)		
宝暦三年(1753) 正月十七日	兼敦(改文順)		廣規	廣章	久連	
宝暦十年(1760) 正月十七日		康賢		廣基	忠充、忠郷	
明和二年(1765) 正月十七日	兼敦			廣基	忠郷、久連	
明和四年(1767) 正月十七日		兼郎(改文幾)、康秋	廣猶(分家から養子)	廣統(本家から養子)	忠郷	
安永三年(1774) 正月十七日		兼郎	廣猶	廣武	久隆、久長	
安永四年(1775) 正月十七日		兼豊、兼郎、兼睦		廣武	忠林	
天明五年(1785) 正月十七日		文郁	廣猶、廣好	廣勤、廣武		
天明八年(1789) 正月十七日				廣濟	久隆、忠堅、忠林、久宣	
寛政四年(1792) 正月十九日	文暉	文郁		廣武	久宣、忠勇	
寛政十二年(1800) 正月十九日		文恭(本家から養子)	廣好	廣武	久敬、忠勇	
享和二年(1802) 八月廿六日		俊元	廣猶、廣好	廣勤	久敬	
文化四年(1807) 十一月廿四日	文暉	文行	廣好	廣濟		
文化五年(1808) 正月十九日	文暉	文行	廣猶、廣好	廣倫		
文政五年(1822) 正月十九日	文暉		廣範	廣胖、廣濟		
文政十一年(1828) 正月十六日		文均	廣範	廣治	忠以	
天保二年(1831) 正月十九日		文均	廣範	廣胖、廣就		

表2 《蘇利古》の舞人一覧

ころ、表3のような結果となった。表3をみると、21曲のなかでも特に用いられた右舞は、第1位が《延喜楽》であり、219年間に346回も舞われている。次いで、第2位の《納曾利》は318回、第3位の《地久》は240回と続く。この3曲については、最低でも年に1回は行われている回数であり、この上位3曲と他の曲とは明らかに違う。極めて回数の少ない《新鳥蘇》

と《退走禿》については、219年間に《新鳥蘇》は8回、《退走禿》は7回しか行われておらず、《延喜楽》と比較してみても上演機会がいかに少ない曲であるかが分かる。

舞人の内訳をみると、《延喜楽》346回中、東儀家本家が224回、同家分家が210回舞人を務め、林家本家が210回と同家分家が264回であり、林家の方が約50回多い。しかし

曲名	初出年	回数	楽家
延喜楽	寛永三年（1626）	346	東儀本 224・分 210、林本 210・分 264、多分 285
納曾利	〃	318	東儀本 17・分 37、林本 206・分 202
地久	寛永二十年（1643）	240	東儀本 171・分 195、林本 138・分 192、多分 219
狛梓	〃	118	東儀本 94・分 76、林本 54・分 79、多分 86
貴徳	〃	107	東儀本 21・分 12、林本 32・分 40
登殿楽	〃	75	東儀本 35・分 38、林本 38・分 45、多分 51
長保楽	正保五年（1648）	70	東儀本 38・分 50、林本 46・分 49、多分 48
白濱	寛文十年（1670）	67	東儀本 35・分 52、林本 32・分 49、多分 46
古鳥蘇	慶安三年（1650）	59	東儀本 37・分 38、林本 44・分 41、多分 27
胡蝶	寛永二十一年（1644）	58	子どものいる家が担当
仁和楽	元禄十年（1697）	54	東儀本 24・分 34、林本 32・分 36、多分 34
林歌	寛永二十年（1643）	52	東儀本 33・分 31、林本 32・分 38、多分 22
敷手	寛永三年（1626）	43	東儀本 27・分 24、林本 31・分 29、多分 28
新鞆鞆	正保二年（1645）	33	東儀本 14・分 19、林本 20・分 21、多分 22
八仙	正保三年（1646）	32	東儀本 22・分 16、林本 22・分 23、多分 18
皇仁庭	寛文十年（1670）	32	東儀本 20・分 26、林本 18・分 20、多分 18
蘇利古	正保三年（1646）	31	東儀本 14・分 22、林本 22・分 25、多分 19
綾切	正保四年（1647）	25	東儀本 17・分 12、林本 14・分 18、多分 15
胡徳楽	正保二年（1645）	24	東儀本 9・分 15、林本 15・分 14、多分 15
新鳥蘇	享保三年（1732）	8	東儀本 6・分 5、林本 6・分 8、多分 3
退走禿	寛文六年（1666）	7	東儀本 5・分 3、林本 6・分 7

表3 『禁裏東武』にみる各曲の上演状況

《納曾利》の場合、318回中、東儀家本家17回、同家分家37回であるのに対し、林家本家206回、同家分家202回とその回数の違いは明らかに異なる。このことから、禁裏における《納曾利》の舞は、林家の占有であったことと指摘できる。また、林家の本家、分家のどちらも同じだけの回数、舞人を務めていることから、本家・分家にかかわらず、林家一族の楽人にとっては、《納曾利》の舞というものは特別であり、自家の舞であるという意識が強かったと考えられる。

《納曾利》を上演する時は、二人舞で行う場合が通例であり、そのほとんどが林家本家から1名、同家分家から1名の計2名によって舞われていた。舞人2名とも、林家本家の人物が務める場合もあるが、最も多くみられたのは、承応三年(1654)正月に行われた「舞御覧」の「廣兼(本家、1627～1699)、廣厚(分家、1633～1710)」のように、本家1名、分家1名の計2名が舞人を務める場合であった。しかも「廣厚」は、林家本家から分家へ養子に行った人物である。廣厚のように、《納曾利》の舞人を務めた「廣為(1638～1717)、廣雄(1677～1743)、廣章(1720～1769)、廣統(1723)～1804)」の4名は、いずれも林家本家から分家へ養子にいった人物である。つまり、林家本家1名、同家分家1名の計2名による舞人構成といっても、出自を辿れば両名ともが本家筋の人物となる。

その他に、一人舞である《貴徳》の場合も、東儀家本家が21回、同家分家が12回で、林家の本家が32回、分家が40回と東儀家よりも約2倍多い。寛永二十一年(1644)正月十七日以降、享保五年(1720)正月十八日までは、林家の本家、分家のどちらかが《貴徳》の舞人を務めている。その後、享保七年(1722)三月十一日から嘉永六年(1853)までは、東儀家の本家、分家の人物が、不定期ではあるものの、林家と交互に舞人を務めている。《貴徳》の舞人として東儀家の名前が記載されるのは、享保七年(1722)正月十八日からである。このことから林家は、東儀家が《貴徳》の舞人を務める約80年も前から、禁裏において《貴徳》の舞を占有していたことが分かる。

《納曾利》や《貴徳》のように、舞人が1名もしくは2名の舞

楽と、《延喜楽》のように舞人が複数人による舞楽とは、楽人たちの意識が異なると考えられる。なぜならば、一人舞の舞人として出仕することは、その舞を占有する地位を確立するだけでなく、禁裏および宮中という場における自家の地位の確立にも繋がるからである。

表3からも明らかなように、《納曾利》、《貴徳》ともに、林家が舞人としての地位を確立していることから、四天王寺だけでなく禁裏においても林家が、右舞の伝承楽家として中心的役割を担っていたといえる。童舞である《胡蝶》を除いた20曲中、林家が舞人を務めた回数が多い曲は、「延喜楽、納曾利、貴徳、登殿楽、長保楽、古鳥蘇、仁和楽、林歌、敷手、新靱鞆、八仙、蘇利古、綾切、胡徳楽、新鳥蘇、退走禿」の16曲にも及ぶ。

また、京都方の多家は、《納曾利》、《貴徳》、《退走禿》以外の曲において東儀家、林家とともに舞人を務めている。しかし、多家が舞人を務めた回数をみると、東儀家、林家よりも回数を上回る曲は1曲も見当たらなかった。つまり、京都方の本拠地である禁裏であっても、多家が右舞の主導権を握ることはなく、天王寺方を中心として右舞は伝承されていたのである。このことから、京都方における右舞は多家が担っていたものの、三方楽所という大きなまとまりでみると、右舞を舞うのは天王寺方という位置づけが、江戸時代の禁裏において確立されていたといえる。

註

- (1) それぞれの家は、占有する舞、楽器が決められ、東儀は箏、右舞、左舞を主に担当し、林は笙、右舞、岡は笛、左舞、園は笙、左舞、右舞とされる[平出 1989]。
- (2) 南谷美保氏による翻刻があり、この論文でもそれを使用している。
- (3) 正月元旦は元旦、十五社、二月十五日涅槃会、二月二十二日聖霊会、三月二日経供養、三月二十三日今宮廣田祭、四月八日佛生会、四月十五日土塔会、九月九日十五社祭、九月十五日念佛会、九月十八日今宮祭、十月十日十講会、十月晦日三十講日、十一月十五日佛名。
- (4) 「延喜楽(えんぎらく)、納曾利(なそり)、林歌(りんが)、胡蝶(こ

ちょう)、狛梓(こまほこ)、蘇利古(そりこ)、貴徳(きとく)、登殿楽(とうてんらく)、地久(ちきゅう)、古鳥蘇(ことりそ)、長保楽(ちようぼらく)、仁和楽(にんならく)、白濱(ほうひん)、八仙(はっせん)、敷手(しきて)、新鞆鞆(しんまか)、胡徳楽(こたくらく)、綾切(あやぎり)、皇仁庭(おうにんてい)、新鳥蘇(しんとりそ)の20曲。

- (5) 4人または6人の舞人によるもので、舞具などを持たずに緩やかに舞う舞楽。
- (6) 「新鳥蘇、古鳥蘇、退走禿(たいそうとく)、皇仁庭、狛梓、綾切、敷手、貴徳、新鞆鞆、八仙、胡蝶、延喜楽、胡徳楽、仁和楽、長保楽、納曾利、蘇利古、林歌、地久、登殿楽、白濱」の21曲。

〈使用文献〉

『禁裏東武並寺社舞楽之記』 京都大学付属図書館蔵。
『四天王寺舞楽之記』(上巻・下巻) 南谷美保 1993 大阪：清文堂出版。

〈参考文献〉

出口実紀

- 2009 「江戸期高麗楽の奏演状況－『四天王寺舞楽之記』を中心に－」『藝術文化研究』13：137-152。
- 2011 「江戸時代における高麗楽の伝承－天王寺楽所を中心に－」平成22年度大阪芸術大学大学院博士論文。

平出久雄(編)

1989 「日本雅楽相承系譜(楽家篇)」平野健次、上山郷祐康、蒲生郷昭(監)『日本音楽大事典』付表+系図12-33、東京：平凡社。

南谷美保

- 1992 「『四天王寺楽人林家楽書類』の文献学的研究－江戸時代の雅楽演奏録として－」『四天王寺国際仏教短期大学部紀要』32：1-56。
- 1994 「江戸時代における雅楽の伝播－三方楽所楽人と雅楽愛好家との交流を例として－」『四天王寺国際仏教短期大学部紀要』34：146-175。
- 1995 「江戸時代末期の雅楽曲レパートリー－『明治撰定譜』に収録された曲目との関連についての一考察－」『四天王寺国際仏教短期大学部紀要』35：1-25。
- 1997 「江戸時代の三方楽所楽人と三方及第－『楽所日記』に基づく一考察－」『四天王寺国際仏教短期大学部紀要』37：218-239。
- 2005 「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク－東儀文均の『楽所

日記』嘉永六年の記録より見えるもの－」『四天王寺国際仏教短期大学部紀要』40：21-43。

- 2008 「維新期の三方楽所を取り巻く環境－東儀文均の『楽所日記』に基づく考察」『四天王寺短期大学部紀要』46：315-342。

〈参考史料〉

『雅楽通解 楽史篇』 芝祐泰 1967 東京：国立音楽大楽出版部。
『楽家録』 安倍季尚 1690/1935/1977 「覆刻 日本古典全集」東京：現代思潮社。
『建武年中行事略解・御代始鈔 他』 1993 「改訂増補 故実叢書23巻」東京：明治図書出版。
『地下家傳』 1844/1978 「覆刻 日本古典全集」東京：現代思潮社。
『新訂 建武年中行事註解』 和田英松 1989 東京：講談社。
『統教訓抄』 伯朝葛 1322/1977 正宗敦夫(編)「覆刻 日本古典全集」東京：現代思潮社。
『體源鈔』 豊原統秋 1512/1978 正宗敦夫(編)「覆刻 日本古典全集」東京：現代思潮社。